

## 沖縄地域留学生交流推進協議会会費規程

### (趣旨)

第1条 本規程は、沖縄地域留学生交流推進協議会（以下「協議会」という。）規約第12条の規定に基づき、協議会の事業を実施するために必要な会費について定める。

### (会費)

第2条 本規程における加入者とは、協議会規約第4条第1項第1号の団体とする。

2 加入者のうち、大学、短期大学、高等専門学校（以下「大学等」という。）の会費は、前年度の11月1日現在における当該大学等の留学生受入数により次のとおりとする。

留学生受入数	会費額
在籍なし	30,000円
1～20名	50,000円
21名～50名	100,000円
51名～100名	150,000円
101名以上	200,000円

3 協議会は、大学等以外の加入者から、その意に基づき、会費として30,000円を収受できる。

### (納入方法)

第3条 会費の納入は年1回とし、協議会からの請求に基づいて納入する。

2 納入期限は、毎年7月末日とする。

### (雑則)

第4条 本規程に定めるもののほか、会費に必要な事項は、協議会で決定する。

### 附 則

1 この規程は、平成15年11月17日から施行する。

2 平成15年度の会費の納入期限は、第3条第2項の規定にかかわらず、平成15年11月末日とする。

3 沖縄地域留学生交流推進協議会留学生等親善交流会拠出金額に関する申し合わせ（平成9年2月28日決定）は、廃止する。

（平成15年10月21日 沖縄地域留学生交流推進協議会運営委員会決定）

4 この規程は、平成25年12月3日から施行する。